

旧上野方小学校施設利活用事業候補者選定に係る
公募型プロポーザル評価基準

1 基本的な評価基準

旧上野方小学校施設利活用に係る事業者の決定にあたり、本市にとって最適な事業候補者（優先交渉権者）を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を最適な事業候補者とします。

2 一次審査（書類審査）

事務局（市総務課）が、応募者より提出された提案書等の書類を審査し、書類に不備がある場合には、期限を定めて補正や追加提出等を指示します。

3 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した応募者の提案を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会が、提案事業の内容、計画性その他の評価項目に基づき総合的に審査します。

4 評価項目及び配点

各評価項目における配点は、次の表のとおりとします。

評価項目	配点
1 提案事業のコンセプト及び内容	30
①事業コンセプトの卓越性	(10)
②地域社会との調和	(10)
③市全体の振興・地域の活性化への貢献度	(10)
2 事業計画及び施設整備計画	30
①事業計画の実現性・具体性	(10)
②事業の安定性・継続性	(10)
③施設整備の確実性	(10)
3 借受希望価格	40
計	100

※借受希望価格の評価計算式

評価点 = 40点 × (各提案者の借受希望価格 ÷ 提案された借受希望価格のうち最高価格)

端数が生じた場合は、小数点以下四捨五入します。

5 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

審査委員会の各委員が評価項目に基づき点数評価し、その合計点数の最も高い提案者を優先交渉権者に、次に高い提案者を次点交渉権者に選定します。

また、合計点数の最も高い提案者が2者以上あるときは、委員の協議により決定します。

なお、審査委員会において、提出された提案が適格でないと判断された場合には、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない場合があります。

6 応募者が1者のみの場合における優先交渉権者の選定

応募者が1者のみの場合であっても評価を実施し、委員の協議により優先交渉権者の可否を決定します。